



日本共産党高島市議団
森脇 徹 議員

「善良な管理者でなかった」
いちご事業者を補助事業者
として認めてきた市の責任は

問 概算払い請求受理時、どの
ような書類を提出させたのか

答 交付決定通知書や、補助事業者と工事請
負事業者の工事請負契約書、着手報告書
等を確認しています

問 概算払い請求受理時、どの
ような書類を提出させたのか。

答 市長

概算払請求書や交付決定通
知書の写しの他、補助事業者
と工事請負事業者の工事請負
契約書や、着手報告書を確認
しています。



問 工事請負契約書に工事着手
金として3億7375万円の

記載があるが、着手的相
当額を補助金の概算払いとし
て支出したのでないか。監査
結果の意見に市長は違和感ほ
なかつたのか。

答 市長

監査委員の意見書の中の
「本件概算払いは、令和4年
6月6日の工事請負契約締
結に伴い補助事業者が工事
請負事業者に支払う着手金
相当額を補助金の概算払い
として支出したものである」

答 市長
現場と各工場での製品の
出来高も含めて、50%相当の
出来高払いをお願いしたいと
再三、県に要請しましたが、
最終的には現場の出来高で判
断するとの県の回答でした。
その際に求められる書類は、
精密でかつ多岐にわたる膨大
な資料であり、事業者も事業
の遅れを取り戻すために、年
明けから3月末あるいは4月
に入りましても事業を継続し
て、事故繰越の承認に向け、
作業をしてきたということか
ら、必要な書類の提出には至
らなかつた経緯があります。

問 県から支払いが受けられる
よう、市長として事業者に指
示などされたのか。

答 市長

問 市が作成した2月末出来高
計算書では、19.8%の進
捗率で3億2670万円の出
来高があるが、3月3日まで
に県への概算払い請求ができ
たのではないか。

